平成２６年（フ）第３２７号
福岡市東区千早１丁目23番２号
債務者　江嵜　友子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３２号
福岡県福津市手光1765―４、住民票上の住所
福岡市西区今宿町512番地14
債務者　仲　　勝弘
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３３号
福岡県福津市手光1765―４、住民票上の住所
福岡市西区今宿町512番地14
債務者　仲　　善子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３４号
福岡市城南区神松寺１丁目22番11号
債務者　本多美智子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４０号
福岡県春日市一の谷４丁目99番地１
債務者　前田健二郎
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４５号
福岡県筑紫野市桜台１丁目30番１―206号
債務者　伊藤えり子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４７号
福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜４丁目７番11号
債務者　藤島　健二
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３４８号
福岡県大野城市瓦田１丁目13番21号セジュール・ドゥマン105号
債務者　堤　　友香
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５４号
福岡市東区香椎４丁目５番21号
債務者　伊藤　杏子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３５５号
福岡市早良区四箇田団地19番107号
債務者　住友　勝治
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６４号
福岡県太宰府市通古賀６丁目10番15号芝原荘101号
債務者　中山貴美子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３７４号
福岡市中央区舞鶴１丁目６番１―302号
債務者　中島　大喜
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８０号
福岡市南区三宅３丁目10番13―203号
債務者　谷川　逸之
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８１号
福岡市南区井尻２丁目４―２―202
債務者　森　　秋利
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８２号
福岡市早良区室住団地36番501号
債務者　谷口　良信
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８３号
福岡市西区内浜１丁目15番35―405号
債務者　谷口　　梢
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８４号
福岡県太宰府市青山２丁目14番10号
債務者　瀬里　和彦
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３８６号
福岡市東区唐原４丁目11番18号
債務者　磯部　正和
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部